

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月9日

【四半期会計期間】 第18期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 富 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市柏の葉五丁目4番地19

【電話番号】 04-7169-6550

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中 塚 琢 磨

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋三丁目2番2号

【電話番号】 03-3548-0217

【事務連絡者氏名】 取締役CFO兼管理部長兼社長室長 中 塚 琢 磨

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第17期 第1四半期累計期間	第18期 第1四半期累計期間	第17期
会計期間	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成25年4月1日 至平成25年6月30日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (千円)	9,799	149,946	373,778
経常損失 (千円)	179,415	190,444	432,121
四半期(当期)純損失 (千円)	180,020	191,049	484,446
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	3,585,394	5,184,001	5,081,181
発行済株式総数 (株)	235,505	332,077	325,307
純資産額 (千円)	1,702,660	4,422,684	4,400,998
総資産額 (千円)	3,529,847	5,630,459	5,606,111
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (円)	765.01	585.91	1,885.40
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)			
1株当たり配当額 (円)			
自己資本比率 (%)	47.2	77.6	77.6

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。また、持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

4 第17期第1四半期累計期間は共同研究先への製剤供給による収入等により9,799千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより179,415千円の経常損失を計上しました。

5 第18期第1四半期累計期間は興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づくマイルストーン収入や株式会社アルピオンとの共同開発契約に基づく化粧品材料の供給等により149,946千円の売上高を計上しましたが、研究開発を推進したことにより190,444千円の経常損失を計上しました。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は以下のとおりであります。

共同研究契約書

契約会社名 (契約締結日)	契約期間	主な契約内容
信越化学工業株式会社 (以下「信越化学」) (平成25年6月20日)	平成25年6月20日(本契約締結日)より、平成27年12月31日まで	当社と信越化学は高品質かつ合理的なコストのポリマーを開発することによって相互の事業に寄与する事を目的に共同研究を行う。 当社は原料の供給、試作ポリマーの評価等を行い、信越化学はポリマーの試作、評価サンプルの提供、製造用設備の検討・導入等を行う。この他、必要に応じ本件ポリマーを共同で設計・開発及び最適化する。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期累計期間において、当社は、主要パイプラインの開発推進、新規開発パイプラインの拡充、提携先の開拓などに取り組んでまいりました。

4つの主要パイプラインの進捗状況は下記のとおりです。

パクリタキセルミセル(NK105)につきましては、アジア地域を対象としたライセンス先である日本化薬株式会社が転移・再発乳がんを適用対象にした第 相臨床試験(国際共同試験)を平成24年7月から開始し、順調に進捗しております。

ナノプラチン[®](NC-6004)につきましては、グローバル開発を推進しており、アジア地域(日本、中国、インドを除き、オセアニアを含む)を対象としたライセンス先であるOrient Europharma Co.,Ltd.とともに、平成25年6月に転移性及び進行性膵臓がんに対する第 相臨床試験のプロトコルを台湾当局に提出しており、臨床試験に入ります。また、日本国内においては自社開発を進めている固形がんを対象にした第 相臨床試験が進捗中であり、さらに、米国において平成25年6月に肺がん(非小細胞肺がん)を対象とする拡大臨床試験(P b/)の治験計画届書を提出しており、3地域で3種の臨床試験を同時並行で進めていく計画です。

ダハプラチン誘導体ミセル(NC-4016)につきましては、平成25年5月に、固形がんを対象に米国における第 相臨床試験の治験計画届書を提出し、米国テキサス大学MD Andersonにおいて、近々臨床試験に着手する予定です。

エビルピシンミセル(NC-6300/K-912 : pH応答性ミセル)につきましては、全世界を対象にしたライセンス及び共同開発契約を締結している興和株式会社とともに非臨床試験、治験薬の製造等を推進した結果、平成25年5月に第 相臨床試験実施のための治験届を行い、投与開始に向け準備を進めております。

新規開発パイプラインについては、低分子医薬品に加え、タンパク質、核酸等の高分子医薬品も対象に、国内外の研究機関や製薬企業と共同研究やフィージビリティ・スタディ(FS)を実施しており、平成25年5月、新たにRegulus Therapeutics Inc.(米国)とマイクロRNA治療薬に関するFSを開始し、核酸デリバリー用ミセルについてもプロトタイプ確立に成功しました。この他、ドセタキセルや分子標的薬ベルケイド[®](ボルテゾミブ)のミセル化医薬品開

発やセンサー結合型ミセル (Active-Targeting) などについても継続して自社研究を進めております。

当第1四半期累計期間の売上高は、興和株式会社からのライセンス及び共同開発契約に基づくマイルストーン収入や株式会社アルピオンとの共同開発契約に基づく化粧品材料の供給等により149,946千円（前第1四半期売上高9,799千円）、研究開発を推進したことにより営業損失は277,353千円（前第1四半期営業損失178,740千円）、円安傾向から保有する外貨預金の評価替による為替差益94,656千円を計上したこと等により経常損失は190,444千円（前第1四半期経常損失179,415千円）、四半期純損失は191,049千円（前第1四半期四半期純損失180,020千円）となりました。

資金調達に関しましては、当第1四半期累計期間における新株予約権の行使請求に伴う6,770株の新株発行により、204,336千円を調達いたしました。

財政状態につきましては、当第1四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ24,348千円増加し、5,630,459千円となりました。これは主に売掛金の増加等によるものです。負債につきましては、前事業年度末に比べ2,662千円増加し、1,207,775千円となりました。これは主に未払金の増加等によるものです。純資産につきましては、前事業年度末に比べ21,686千円増加し、4,422,684千円となりました。これは主に、新株予約権の行使請求に伴う新株発行による資本金及び資本剰余金の増加が、四半期純損失の計上による利益剰余金の減少を上回ったことによるものです。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期累計期間における研究開発費の総額は253,292千円であります。

なお、当第1四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期累計期間における当社の販売実績は、149,946千円であり、前第1四半期累計期間の販売実績9,799千円に比べて1,430.1%増加しております。当社が研究開発型の企業であり、契約収入及び製剤等の供給収入を主な収益源としており、その実績が前第1四半期累計期間を上回ったことによるものです。

なお、当社は研究開発を主体としており、生産実績を定義することが困難であるため、生産実績の記載はしていません。また、当社は受注生産を行っておりませんので、受注実績の記載はしていません。

(5) 主要な設備

新設、休止、大規模改修、除却、売却等について、当第1四半期累計期間に著しい変動があったものはありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,301,228
計	1,301,228

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	332,077	345,097	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は 採用しておりません。
計	332,077	345,097		

(注) 提出日現在の発行数には、平成25年8月1日から本四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月24日
新株予約権の数(個)	225
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	225
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332,000
新株予約権の行使期間	平成25年6月10日から平成30年6月9日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332,000 資本組入額 166,000
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権者は、会社が以下のア乃至ウに掲げる条件(マイルストーン条項)を達成した場合に限り、新株予約権の行使が可能となる。 ア 割当数の3分の1 当社が平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信(非連結)3.経営方針(1)会社の経営の基本方針「パイプライン」に記載された「開発品目」及び平成25年5月24日以降に当社で新規に開発した品目及び他者から導入した品目(以下、「開発品目」という)が、製造販売承認を取得し、かつ、同短信の主要パイプライン(以下、「主要パイプライン」という)のうち1つ以上の開発段階が第 相臨床試験を開始していること。 イ 割当数の3分の1 平成25年5月13日に開示した平成25年3月期決算短信(非連結)3.経営方針(1)会社の経営の基本方針「パイプライン」に記載された「新規開発パイプライン」(以下、「新規開発パイプライン」という)が、第 相臨床試験を開始していること。 ウ 割当数の3分の1 主要パイプライン及び新規開発パイプラインが、日本、欧米またはアジア(中国、インド、台湾、シンガポール、韓国、香港のうち2国以上)において、開発または販売または製造に関するライセンス契約(平成25年5月24日までに締結されているものを除く)を締結していること。 ・新株予約権者は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で新株予約権の行使価額に25%を乗じた価額を下回った場合、マイルストーン条項達成の有無に拘わらず、行使期間満了日までに、行使価額に70%を乗じた価額で残存する新株予約権の全てを行使しなければならない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

決議年月日	平成25年 5月24日
新株予約権の数(個)	205
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	205
新株予約権の行使時の払込金額(円)	332,000
新株予約権の行使期間	平成27年 6月11日から平成32年 6月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 332,000 資本組入額 166,000
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・被付与者が取締役、監査役、従業員又は社外協力者の地位を失った場合は原則として権利行使不能 ・当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値が、5営業日連続で行使価額に60%を乗じた価額を下回った場合、無償で新株予約権を取得するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1. 上記のほか、細目については取締役会決議に基づき、当社と対象取締役、監査役、従業員との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めております。
2. 発行価格は、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日(注)	6,770	332,077	102,820	5,184,001	102,818	5,165,201

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成25年7月1日から平成25年8月9日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が13,020株、資本金及び資本準備金がそれぞれ196,714千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 325,307	325,307	(注)
単元未満株式			
発行済株式総数	325,307		
総株主の議決権		325,307	

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
計					

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,050,337	5,019,327
受取手形及び売掛金	5,213	46,795
有価証券	105,115	105,129
原材料及び貯蔵品	180,711	165,388
その他	131,894	143,440
貸倒引当金	24	24
流動資産合計	5,473,247	5,480,057
固定資産		
有形固定資産	18,529	35,515
無形固定資産	418	409
投資その他の資産	113,916	114,477
固定資産合計	132,863	150,402
資産合計	5,606,111	5,630,459
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,100	9,217
未払法人税等	15,895	5,907
資産除去債務	-	15,810
1年内償還予定転換社債型新株予約権付社債	-	180,000
その他	83,309	136,839
流動負債合計	149,306	347,775
固定負債		
資産除去債務	15,806	-
転換社債型新株予約権付社債	1,040,000	860,000
固定負債合計	1,055,806	860,000
負債合計	1,205,112	1,207,775
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,081,181	5,184,001
資本剰余金	5,062,382	5,165,201
利益剰余金	5,790,568	5,981,618
株主資本合計	4,352,995	4,367,584
新株予約権	48,003	55,100
純資産合計	4,400,998	4,422,684
負債純資産合計	5,606,111	5,630,459

(2)【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	9,799	149,946
売上原価	39,525	52,143
売上総利益又は売上総損失()	29,725	97,803
販売費及び一般管理費	149,014	375,157
営業損失()	178,740	277,353
営業外収益		
受取利息	431	454
為替差益	0	94,656
その他	20	182
営業外収益合計	451	95,293
営業外費用		
株式交付費	291	4,945
新株予約権発行費	835	3,400
その他	-	39
営業外費用合計	1,127	8,384
経常損失()	179,415	190,444
税引前四半期純損失()	179,415	190,444
法人税等合計	605	605
四半期純損失()	180,020	191,049

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

該当事項はありません。

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第 1 四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第 1 四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
減価償却費	1,575千円	822千円

(株主資本等関係)

前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

1 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

2 . 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第 1 四半期会計期間において、新株予約権 (第 2 回 (い) (ろ) 、第 3 回 (ろ) (は)) の行使請求に伴い新株式570株の発行を行いました。この結果、当第 1 四半期会計期間において資本金が8,664千円、資本準備金が8,663千円増加し、当第 1 四半期会計期間末において資本金が3,585,394千円、資本準備金が3,566,605千円となっております。

当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

1 . 配当に関する事項

該当事項はありません。

2 . 株主資本の金額の著しい変動

当社は、当第 1 四半期累計期間において、新株予約権 (第 2 回 (は) (ほ) 、第 3 回 (い) 、第 4 回 (い) 、第 8 回) の行使請求に伴い新株式6,770株の発行を行いました。この結果、当第 1 四半期累計期間において資本金が102,820千円、資本準備金が102,818千円増加し、当第 1 四半期会計期間末において資本金が5,184,001千円、資本準備金が5,165,201千円となっております。

(持分法損益等)

前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)

関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業は、医薬品等の研究開発及び製造販売並びにこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載は省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期累計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)	当第 1 四半期累計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 6 月30日)
1 株当たり四半期純損失金額 (円)	765.01	585.91
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額 (千円)	180,020	191,049
普通株主に帰属しない金額 (千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額 (千円)	180,020	191,049
普通株式の期中平均株式数 (株)	235,318	326,071
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

新株予約権の行使による株式の発行

平成25年 7 月 1 日及び平成25年 7 月 2 日に、株式会社ウイズ・パートナーズが無限責任組合員として組成する投資事業有限責任組合の保有する第 8 回新株予約権の未行使残数の全て (13,000 株) について、権利行使がありました。当該新株予約権の権利行使の概要は以下のとおりであります。

- (1) 発行した株式の種類及び数 普通株式 13,000 株
- (2) 発行価額 1 株につき 30,000 円
- (3) 発行価額の総額 390,000,000 円
- (4) 資本組入額 1 株につき 15,000 円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8月 9日

ナノキャリア株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 雅彦 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高津 知之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているナノキャリア株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第18期事業年度の第1四半期会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ナノキャリア株式会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、平成25年7月1日及び平成25年7月2日に第8回新株予約権の未行使残数の全て（13,000株）について、権利行使が行われている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。